

令和6年度第6回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月7日（金） 16:00～16:36
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）
- 3 出席者
 - 公益代表委員 5名（岩橋培樹、上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、西村オリエ 敬称略）
 - 労働者代表委員 5名（石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略）
 - 使用者代表委員 5名（佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略）
 - 事務局 5名（柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名室長補佐、嘉数賃金指導官）
- 4 議題
 - （1）令和6年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
 - （2）令和6年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
 - （3）その他
- 5 配付資料
 - （1）令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
 - （2）最低賃金審議会令（抄）
 - （3）令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況
 - （4）沖縄県特定（産業別）最低賃金
 - （5）令和6年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について
 - （6）令和6年度 業務改善助成金の実績
 - （7）令和6年度 支援策の活用状況
 - （8）最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
（令和6年1月から3月実施分、全国及び沖縄）
 - （9）令和6年度 地域別最低賃金答申状況
 - （10）令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会日程（案）
 - （11）令和7年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
 - （12）2025年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明について

第6回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

○崎原賃金室長

それでは定刻となりましたので、これより「令和6年度第6回沖縄地方最低賃金審議会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

各委員の出席状況でございます。

佐久本委員については、欠席の連絡はないので遅れてくるのかと思います。

よって、本審議会は、定足数を満たし有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○島袋会長

それでは、今年度最後となります第6回沖縄地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は石川委員、使用者側委員は津波古委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

では、審議に移っていききたいと思います。

まず、議事次第1「令和6年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について」となっています。事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

はい、事務局のほうから5点ほどご説明とご報告をいたします。

まず、1点目として、今年度の審議会の開催状況について、5ページの資料3をご覧ください。

今年度の沖縄地方最低賃金審議会は、7月1日の第1回本審を皮切りに、本審が5回、今日を含めると6回になりますが、事業場調査や金額の審議を行う専門部会が8回、そして、特定最低賃金改正の必要性の有無について審議を行うために設置しました運営小委員会が2回、これまで計15回の会議を開催しまして、最低賃金や特定最低賃金の改正の必要性に係る審議を行っていただきました。

このうち、地域別最賃につきましては、昨年7月1日に開催しました第1回本審において、沖縄労働局長のほうから諮問した後、専門部会で審議いただきまして、審議結果は全会一致の結審には至りませんでしたが、8月13日の第8回本審において、専門部会審議結果報告を踏まえ、採決が行われ、時間額896円から56円引上げて952円とする答申をいただきました。

その後、所定の手続きを経て、答申どおり確定しまして、令和6年10月9日に発効したところです。

次に、特定最低賃金につきましては、「新聞業」「自動車新車小売業」「各種商品小売業」「糖

類製造業」の4業種の労働者団体のほうから改正の申出がありまして、これに基づき、7月31日の第2回本審において沖縄労働局長から、これら4業種の特定最低賃金改正の必要性の有無について諮問させていただきました。

運営小委員会にて審議の結果、4業種とも改正の必要性の有無について、全会一致にて「必要性あり」との結論には至らず、8月7日の第3回本審への結果報告を行っていただきました。7ページの資料4をご覧ください。

沖縄県の4つの特定最賃につきましては、ご覧のとおりでありますけれども、参考として他の都道府県の類似の特定最低賃金の状況について表記しております。都道府県名と最賃額に下線があるものについては、当該地域別最低賃金を上回っておりまして、下線がないものは下回っている特定最賃となっております。

糖類製造業で言えば北海道が地域別最低賃金を上回っておりまして、各種商品小売業は青森県のみ、自動車新車小売業については青森のほか11県が上回っているという状況です。

続きまして、2点目として、改正された最低賃金の周知に係る取り組み状況について報告いたします。9ページの資料5をご覧ください。

地域最賃の答申をいただきました8月13日に答申内容に係る意見公示を行うとともに、9月9日に官報公示手続きを経て、10月9日から発効することについて、県内マスコミへ発表しまして、新聞やテレビなどで取り上げられたところです。

また、答申の付帯決議も踏まえまして、8月30日付けで沖縄県、沖縄総合事務局、県内国家機関、県内市町村などに要請を行っております。

そして、9月9日、官報公示に合わせて行いましたプレスリリースに、加えて、沖縄県、沖縄総合事務局、沖縄振興開発金融公庫とも連携しまして、中小企業・小規模事業主を始めとした最低賃金引き上げのための環境整備に係る各種支援策パンフレット「沖縄県版支援パッケージ」の周知も行っております。最新版のパッケージを皆様にもお配りしておりますので、後ほどご確認のほどよろしくお願いいたします。

また、より広く周知を図るため、国や県及び市町村を始め、経済・業界・労働団体、大学・高校の教育機関などに対して、ポスター及びリーフレットを約1300か所に配布し、改正された最低賃金額の周知協力を依頼したところであります。

次に街頭キャンペーンについてですけれども、9ページの真ん中あたりに記載していますが、まず、10月1日に、県庁前広場におきまして、県及び労使団体の協力を得て、最低賃金の改正周知街頭キャンペーンを実施しまして、通行者に対してポケットティッシュを配布しました。また、10月3日は北部地区、10月8日には中部地区において街頭キャンペーンを実施いたしております。

先島においては、10月5日に八重山、11月23日に宮古島市において、産業まつり会場にてポケットティッシュの配布を行い、また、市長や関係団体にも訪問し、周知の協力依頼を行いました。

そのほか10月25日には那覇市奥武山で開催されました沖縄の産業まつりにおいても、ポケットティッシュの配布を行いました。

その他については、下のほうをご覧くださいと思います。

なお、ホームページの掲載依頼については県とすべての市町村において掲載いただきまして、広報誌についても発行している 40 市町村すべてにおいて掲載いただいております。そのほか、労使団体のホームページや広報誌にも掲載いただきました。今後も引き続き周知を行ってまいります。

そして 3 点目、11 ページの資料 6-1 をご覧ください。

業務改善助成金を始めとした支援策及び周知について報告させていただきます。

業務改善助成金の実績を全国分と併せて掲載しております。6 年度は 1 月末までの速報値となっておりますが、沖縄県内では今年度 419 件の申請がありまして、交付決定が 337 件となっております。昨年度 1 年間の申請が 316 件、交付決定件数が 217 件ですので、昨年度より増加しております。全国を見ましても申請件数、交付決定件数ともに増加となっております。

折れ線グラフをご覧ください。

令和 5 年度と 6 年度の月別の申請件数をグラフにしたものですが、オレンジ色が令和 6 年度、青色が令和 5 年度の数値です。令和 6 年度のオレンジの方ですが、沖縄でも全国でも 9 月の申請が突出しているのが分かります。最低賃金が 10 月に改正される前の駆け込み申請によるものでございます。

次にページ飛びまして、15 ページの資料 7 をご覧ください。

一番上の方、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の実績を表の右側の活用状況に記載しております。令和 6 年度分が 7 年 2 月末現在になりますが、申請件数が 77 件、支給決定件数が 52 件、支給決定額が 21,548,000 円、令和 5 年度が申請件数 28 件、支給決定件数が 28 件、支給決定額 15,648,750 円ですから、申請件数で見ますと今年度は既に昨年の 3 倍近くの申請があるということになります。

その他の支援策について、活用状況が確認できたものを掲載しておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

4 点目です。17 ページをご覧ください。

監督署が実施しています最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果となります。

17 ページの資料 8-1 が全国分、19 ページの資料 8-2 が沖縄分です。

19 ページの資料 8-2 をご覧ください。

一番上の表、令和 6 年 1 月から 3 月にかけて実施した監督指導の件数や違反率を表示してあります。沖縄の状況は、令和 6 年は 216 の事業場で監督指導を実施した結果、20 カ所の事業場で最低賃金に係る違反がありまして、違反率は 9.3%という結果で、全国の 10.5%よりは低い数値となっております。

表の 2 番目には平成 12 年からの推移を表示しております。

今、申し上げた結果は、昨年、6 年 1 月から 3 月のものですが、今年も 1 月から同様に監督指導を実施しており、集計はこれからとなりますので、ご承知のほどよろしくお願いします。

5 点目は、21 ページの資料 9 になります。

今年度の全国の地域別最低賃金の答申状況をつけました。一番右側に発効予定年月日と書か

れておりますが、すべて予定どおり発効されておりますので、そのままの日付が発効年月日となります。

以上で、ご説明及びご報告となります。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から今年度の審議会の開催状況、周知広報等について説明、報告がありました。これに対するご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(田端委員挙手)

○島袋会長

はい、田端委員お願いいたします。

○田端委員

はい、説明どうもありがとうございました。

今の資料で、業務改善助成金の実績についてお伺いしたいのですが、11 ページの申請件数が、9月に駆け込み申請があったという説明がありました。

その関係で、沖縄版の支援パッケージの3ページに業務改善助成金の対象事業者の範囲がありますが、そのなかで例えば、事業場内の最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以内であることとなっていて、例えば、9月と10月で、最賃が10月から上がるので、業務改善助成金の対象が前年度の引き上げ幅が43円、40円ぐらい、10月から50円となるなど、そういった事情があって、引き上げ幅が小さいうちに駆け込みで申請したと理解していいのか、そのへんを教えていただければと思います。

○崎原室長

引き上げ額については、具体的な資料を持ち合わせていないのですが、申請の申し込みが駆け込みであったという話は聞いております。

○田端委員

駆け込みというのは結局10月からになるので、それに向けての申請が9月だったというのはあるのですが、例えば、令和6年度の受付は終了したんですよね。令和7年度の業務改善助成金については、これから内容確定して4月以降にということになると思うのですが、業務改善助成金の要件が、以前は30円で、今50円となって、そのあたりの定義とかわかれば教えていただければと思います。

○柴田労働局長

令和7年度、これからのものについては4月以降に制度が確定して、周知されることになっております。わたくしたちは中身については詳しくは知りません。

駆け込みがあった理由につきまして、先ほど田端委員がおっしゃったとおり、発射台が変わってしまうんですね。10月に最低賃金が発効されると、そこから発射台になるので、その前に、駆け込みで申請があったということになります。

○田端委員

ということは、逆に10月以降に申請があったところは、発射台が変わった分で申請があったとことで理解していいのでしょうか。

○柴田労働局長

はい、そういうことです。

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。

(特になし)

はい、ありがとうございます。

それでは、議事次第の1については、以上で終了といたします。

続きまして、議事次第の2「令和6年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会の廃止について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

資料3ページの資料2をご覧ください。

最低賃金審議会令をつけております。

最低賃金専門部会の設置につきましては、ご承知のとおり、昨年7月1日に開催しました第1回本審において、沖縄県最低賃金の改正を審議するために専門部会の設置が決議され、本審より付託されました最低賃金額の改正に向けた審議を行っていただきました。

そして当該専門部会におきまして、本審より付託された審議事項が終了したことにより、その任務は終了したものと認められます。

よって、最低賃金審議会令第6条第7項の規定、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」となっておりますので、当本審におきまして、今年度設置した沖縄県最低賃金専門部会の廃止について御承認をいただきたく、提案させていただきます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会はその任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止する」と規定されております。専門部会を廃止するという方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○島袋会長

ありがとうございます。

それでは承認が得られましたので、ただ今をもちまして、令和6年度沖縄地方最低賃金審議会の沖縄県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

続きまして、議事次第3として「その他」とあります。事務局から説明をお願いします。

○崎原賃金室長

はい、その他としまして、まず初めに特定最低賃金関係についてです。

特定最低賃金改正の意向表明につきましては、審議会における年間審議スケジュールの調整等に鑑み、改正の申出を行う業種については、概ね前年度末を目途に改正の意向の有無を確認させていただいております。

次年度の改正の意向につきまして、3月5日付けで特定最賃4業種から労働局長あて改正の意向表明がございました。

35ページ、最後のページになります。資料12にその写しを添付しております。

内容につきましては、昨年と同様で変更はございません。申出の時期を7月上旬までとしておりますので、改正等求める場合には期限内の提出をお願いしているところです。以上です。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から特定最低賃金の意向表明の説明がありましたが、これに対するご質問、ご意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

はい、ありがとうございます。

それでは引き続き事務局からお願いします。

○崎原賃金室長

続きまして、来年度の沖縄地方最低賃金審議会の審議スケジュールについてです。

今年度の委員のみなさまの任期が3月末で終了となっております。現在、来年度の労使委員については、現在、推薦公示中ではありますが、スケジュール案を作成しましたので、23ページをご覧ください。

資料10-1となります。

7年度の中央の最低賃金審議会の詳しい日程は、まだ決まっておりませんが、来年度も今年度同様のスケジュール案で設定しております。

まず、第1回の本審を7月1日といたしまして、7月18日に第1回の専門部会、7月23から25日にかけては事業場の実地視察、7月30日に中央の目安の伝達として設定しております。それから、8月1日に第4回専門部会、労使からの額の提示と調整というのが始まっていくと、いうふうに予定を立てております。

また、29ページ以降の資料11につけております「令和7年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」をご覧ください。

あくまでもご参考ではありますが、改正発効日を10月1日とする場合には、8月5日までの答申が必要だということになります。

それから、目安伝達の日程が未確定ですが、審議会日程にかかわらず、中賃の目安が把握できた時点で各委員の皆様へ、メールにより情報提供を先行させていただくこととしているところ、仮に予定より中賃の目安答申が遅れた場合は、目安伝達の審議会の日程変更の可能性もございますので、ご承知おき下さるようお願いいたします。

また、今年度、台風の影響はありませんでしたが、来年度は台風接近等による日程調整の可能性がございますので、予備日は一通り設定しております。

スケジュール案について以上でございます。

○島袋会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局から令和7年度のスケジュール案の説明がありました。これについて、何か質問等があればお願いいたします。

(特になし)

○島袋会長

よろしいでしょうか。

審議会スケジュール（案）については、次年度に最終確認を行い、進めることになるかと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは、第6回の審議会が最後となりますが、委員の皆様から何かご意見等あれば、お伺

いしたいと思いますがいかかでしょうか。

よろしいでしょうか。

(知花委員挙手)

○島袋会長

はい、知花委員。

○知花委員

今年度の最賃につきましては、過去最大の56円、最賃を上げることができたことに対して、大変ありがたく思っております。

しかしながら、ご存じのとおり、物価上昇が続いている状況で、労働者の生活環境はほぼ何もかわらない状況が続いています。次年度の最賃に向けて、しっかりと経済を動かすように持っていきたいと考えております。

わたくしども春闘の真ただ中において、企業の皆さんの厳しい状況を伺いながら、それでもなおかつ、全体的な沖縄経済を回していくという立場での理解を求めているところであります。また、労働組合のない職場で働くみなさんの生活環境を含めて、我々としては、しっかり今後も求めていきたいと思っております。

今年度の最賃につきましては、皆さんとしっかり議論ができたかと思っております。本当にお疲れ様でした。

また、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○島袋会長

ありがとうございます。

そのほか、ございませんでしょうか。

(田端委員挙手)

○島袋会長

田端委員お願いします。

○田端委員

今年度の最低賃金審議会の総括と次年度に向けての要望も含めて、発言させていただきます。

まず、今年度の目安 50 円についてですが、消費者物価指数をはるかに超えた5%で、それともこの理由が、頻繁に購入する品目に限定してかなり上がっていると、だから5%だとの説明で、後付けでやった感じがあり、違和感を覚えています。

それから、目安の 50 円を決める際に、中央労働委員会の使用者側の委員の主張では、通常

の事業の賃金支払い能力を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要だということでした。

実際にどうなったかといえば、商工会議所が全国の中小企業の状況を調査したものでは、現在の最低賃金の負担感については、「大いに負担」、それから「多少は負担」の合計が7割を超えており、地方では8割近くになるという実態があります。それともう一つ、岸田政権のときには2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円といていたのが、2020年代とういことで、だいぶ前倒しになっています。そうすると毎年、沖縄でいうと100円以上の引上げが必要となって、果たしてこれが出来るのかと思います。これについてのアンケートも、2025年よりかなりの引上げとなれば、地方の小規模企業の2割が休廃業を検討という結果もあり、こういったことを考えると、ただ上げるということだけではなく、やはり、昨年ของผู้用者側委員が主張したとおり、過度の引上げ負担を負わせない配慮がどうしても必要となってくると思います。来年度の中央の最低賃金審議会の目安審議については、しっかりそこを確認していただければということをお願いしたいと思っています。

○島袋会長

ありがとうございます。そのほか、ございませんでしょうか。

(特になし)

○島袋会長

これで本日予定しておりました審議は全て終了いたしました。

それでは、最後になりますが、柴田労働局長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○柴田労働局長

労働局長の柴田でございます。

今日は、大変お忙しい中、また年度末のお忙しい中に足を運んでいただきましてありがとうございます。委員の皆様には、日頃から労働行政、とりわけ最低賃金制度の運営に当たりまして、多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度の審議におきましては、最低賃金法に規定された3要素や中央最低賃金審議会にて示されました目安、また県内の経済情勢や雇用情勢等、特に中小企業、小規模事業者等の置かれている状況等を考慮し真摯にご議論いただきました。

本年度の最低賃金の発効までの手続きを無事終了できましたこと、あらためて厚く御礼を申し上げます。

さて、県内の雇用情勢でございますけれども、入域観光客数の増加に伴い、一部で堅調な動きが見られ、直近の令和7年1月の有効求人倍率は1.09倍と30ヵ月連続で1倍台で、人手不足が深刻な状況となっております。

このような中、労働局、ハローワークにおきましては、人手不足の状況がひっ迫している業界と連携いたしまして、様々な人手不足対策に取り組んでいるところです。

また、昨年 11 月 22 日に閣議決定されました「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、最低賃金につきまして「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」とされており、今後も生産性向上に取り組む中小企業等へのきめ細やかな支援など、中小企業等が賃上げしやすい環境整備が不可欠であり、各支援策の周知に一層取り組んでまいります。

人手不足対策や労働環境の整備、働き方改革の推進などの労働行政の施策は、今後の沖縄経済を発展させるうえで、ますます重要であると考えております。

最後になりますが、審議会での審議はもとより、今後とも委員皆様のご意見等を賜りながら、最低賃金制度の周知や中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた支援、履行確保のための監督指導等につきましても、全力で取り組む所存でございます。

引き続き、皆様方の御理解と御協力の程、お願い申し上げまして、わたくしからのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

○島袋会長

柴田局長ありがとうございました。

これをもちまして、令和 6 年度沖縄地方最低賃金審議会の全ての審議日程を終了いたしました。

委員の皆様、大変疲れ様でした。ありがとうございました。